

三芳町学校再編等審議会 参考資料集

令和5年



## 目次

1	公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～(文部科学省 平成27年1月27日)抜粋	2
2	教育ビジョン(三芳教育グランドデザイン等) .....	9
3	児童生徒数及び学級数 .....	13
4	児童生徒数の推移と推計 .....	15
5	教職員数及び部活動数 .....	23
6	三芳町公共施設マネジメント計画(抜粋版) .....	25
7	三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針 .....	36
8	三芳町小中学校適正規模適正配置報告書 (三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会答申) ...	38
9	令和4年実施アンケート結果 .....	55
10	学校配置図 .....	106

※「三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針」部分に  
乱丁がございます。何卒ご容赦ください。

## 1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～(文部科学省 平成27年1月27日)抜粋

### 学校規模適正化の背景

#### 1 学校規模の適正化が課題となる背景

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ  
⇒ 小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。
- 各市町においては、こうした標準や通達、手引を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化を検討。  
⇒ 5学級以下の小規模校は減少、標準規模の学校は増加傾向にある。(統廃合が進んでいる)
- 地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている。  
⇒ 学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化している。
- 交通機関の通学への活用増加(スクールバス、路線バス、コミュニティバス等)

#### 2 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

- 教育的な観点  
児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために適正化を検討
- 地域コミュニティの核としての性格への配慮  
学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の意見を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得る。

#### 3 地理的要因や地域事情による小規模校の存続

- 学校が小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を計画を講じる必要がある

# 適正規模・適正配置について

## 1 学校規模の適正化

### (1) 検討の際に考慮すべき視点

- 標準は「12学級以上18学級以下」であるが「特別の事情がある時はこの限りではない」という弾力的なものとなっていることに留意
- 具体的にどのような教育上の課題があるのかを考える必要
- 学級数に加え、1学級あたりの人数、将来の推計を総合的に検討

### (2) 学級数に関する視点(基本的視点)

- 学級数が少ないことによる学校運営上の課題
  - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
  - ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
  - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
  - ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
  - ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
  - ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
  - ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
  - ⑧ 体育科の球技や音楽家の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる
  - ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
  - ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
  - ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちになる
  - ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
  - ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
  - ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

### (複式学級の課題)

- ① 教員に特別な技術指導が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じる恐れがある。
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生じる可能性がある

(複数学級編成ができる場合)

- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員の間関係に配慮した学級編成ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たに人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

○ 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを活かした指導に充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学級経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる
- ⑦ 平日の校内研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

○ 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい

- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

○ 望ましい学級数の考え方

- ① 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために  
小学校：1学年に2学級以上(全体で12学級以上)
- ② 全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するために  
中学校：1学年に2学級以上(全体で6学級以上)  
免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うために  
中学校：1学年に3学級以上(全体で9学級以上)

(3)学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数(併せて考慮すべき視点)

○ 学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ① 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ② クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ③ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる
- ④ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑤ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑥ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑦ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑧ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

○ 学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ① クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ② 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ③ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ④ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

(4)大規模校及び過大規模校について

○ 大規模校及び過大規模校の課題

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある

- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④ 教員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

## 2 学校の適正配置(通学条件)

### (1)通学距離による考え方

- 小学校:おおむね4 km以内、中学校:おおむね6km以内 が目安  
(スクールバス導入時は、この限りではない)

### (2)通学時間による考え方

- おおむね1時間以内  
(長時間通学によるデメリットの解消に努めること)

### (3)各地域における主体的検討の重要性

- 通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではない。児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気象条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある。

#### <参考資料:三芳町の児童生徒の通学距離について>

当町の学校において、現在在籍中の児童生徒で最も遠い通学距離は、三芳小学校で2.6km、上富小学校で2.8km、藤久保中学校で2.5kmである。また、藤久保小学校・唐沢小学校・竹間沢小学校・三芳東中学校は、いずれも1.5km以内である。三芳中学校においては、4.3kmが最も遠い通学距離であるが、上富小学校区で2km以上の場合は、自転車通学となっている。



## 参考 法令等から見た適正規模

### ○ 学校教育法施行規則

#### 第41条(学級数)

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 同条の規定は第79条で中学校に準用

### ○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

#### 第4条(適正な規模の条件)

- 1 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

### ○ 公立小中学校の適正規模・配置に関する手引(文部科学省 平成27年1月27日)

- ・ 6学級以下の小学校、3学級以下の中学校は適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- ・ 通学時間はおおむね1時間以内を一応の目安として、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定する事の適否も含めた判断を行うことが適当である。

# 令和4年度 三芳教育のグランドデザイン

三芳町教育委員会

未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町  
三芳町第5次総合計画 (H28~R5)

## 【基本目標】

- 1 みんなで未来を拓くまち
- 2 安全安心で幸せに暮らせるまち
- 3 緑と活力にあふれた魅力あるまち



## 基本方針1 未来を拓く学びの力

### 基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

- 1 確かな学力の育成
- 2 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進
- 3 時代の変化に対応する教育の推進
- 4 進路指導・キャリア教育の推進
- 5 特別支援教育の推進



### 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

- 1 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- 2 教育相談・生徒指導の充実
- 3 人権を尊重した教育の推進
- 4 体力の向上と学校体育・健康教育の推進



### 基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

- 1 教職員の資質能力の向上
- 2 学習環境の整備・充実
- 3 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進



### 基本目標Ⅳ 安心・安全な教育環境の整備

- 1 子どもたちの安心・安全の確保
- 2 学校給食の充実



## 第2期三芳町教育振興基本計画

(H28~R5)

「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」  
～生きる力をはぐくみ めくもりのある豊かな地域社会を拓く～

### 基本方針1 未来を拓く学びの力

◆変化の激しい社会を主体的に生きるための知性を高め、心身ともに健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志を持って自らの未来を切り拓くたくましい人間を育成します。

### 基本方針2 生涯にわたる学びと活動の場

◆すべての住民が、みどり豊かな「ふるさと三芳」に誇りと愛着を持ち、豊かな人生を送るため、生涯にわたって主体的に学び、その成果を生かすことのできる活力ある生涯学習社会を目指します。

## 令和4年度 教育行政重点施策

### 【基本方針1 未来を拓く学びの力】

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 安心・安全な教育環境の整備

### 【基本方針2 生涯にわたる学びと活動の場】

- I 家庭・地域の教育力の向上
- II 社会教育活動等の推進
- III 文化財の保護と郷土学習の推進

## 教育基本法

### 第3期 教育振興基本計画

### 第3期 埼玉県教育振興基本計画



## 基本方針2 生涯にわたる学びと活動の場

### 基本目標Ⅰ 家庭・地域の教育力の向上

- 1 家庭教育支援
- 2 青少年健全育成活動の推進



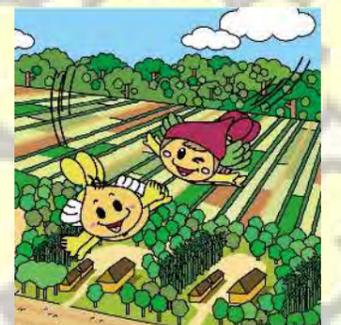
### 基本目標Ⅱ 社会教育活動等の推進

- 1 社会教育活動の充実
- 2 人権教育活動の推進
- 3 公民館活動の充実
- 4 図書館サービスの充実と読書活動の推進



### 基本目標Ⅲ 文化財の保護と郷土学習の推進

- 1 文化財の保存と活用
- 2 資料館活動の充実





# ～主体的に考え、協働的に課題解決する力の育成～

これからの変化の激しい予測困難な社会を子供たちが主体的に生きるためには、一人一人の知性を高め、心身共に健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志を持って自らの未来を切り拓く力を育成することが大切です。そこで、三芳町の子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びにより、よさや可能性を伸ばし、資質・能力を育成するために、一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し ICT 環境を充実させ、子供たち・教職員の力を最大限に引き出す「三芳町 GIGA スクール構想」の取組みを推進します。

## 新学習指導要領…教育の情報化の推進

- 学習の基盤・資質となる情報活用能力の育成
- 情報モラル・情報セキュリティーなどについての態度の育成
- プログラミング教育の推進
- 教科等の指導における ICT の活用  
(問題解決・探究における情報活用)

## 基本的な考え方

- 教育のツールとして必要不可欠な ICT を心身に及ぼす影響に留意しつつ、日常的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善に生かす
- ICT の活用自体が目的化しないように、子供と教員との関わりの中で教育効果を考えて活用する
- 対面授業と家庭・地域等と連携した遠隔・オンライン教育とを活用することで個別最適な学びと協働的な学びを展開する

## 未来につなぐひとまちみどり誇れる町 三芳町第5次総合計画 (H28～H35)

### 【基本目標】

- 1 みんなで未来を拓くまち
- 2 安全安心で幸せに暮らせるまち
- 3 緑と活力にあふれた魅力あるまち

## ○第2期三芳町教育振興基本計画 (H28～H35) 「豊かな知性と感性を育む三芳教育」

### ～生きる力をはぐくみ

- ぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～
- ### 【基本方針1 未来を拓く学びの力】
- 1 確かな学力と自立する力の育成

## 「1人1台端末」を最大限に活かした「学びの改革」

- 1 誰一人取り残すことなく「すぐにも」「どの教科でも」端末を活用できる ICT 環境  
～教材・教具や学習ツールの一つとして、端末を日常的に活用～
- 2 教科の学びを深め、学びの本質に迫る授業改善  
～協働的な学びを推進するコミュニケーションとしての端末の利用～
- 3 教科の学びをつなぎ、協働して課題解決する教育課程の工夫  
～探求の過程における様々な場面において、端末を効果的に活用～

## 未来を拓く学びに変える

### <学びの変容>

- 一斉授業 学びの深化 ⇒ 一人一人の学習状況を把握し、それを踏まえた双方向型の深い学び
- 個別学習 学びの転換 ⇒ 一人一人が同時に別々の内容を学習し学習履歴を記録することで、教育的ニーズや学習状況に応じた個別最適な学び
- 協働学習 学びの転換 ⇒ 一人一人が情報を収集・編集し、多様な意見に触れ、ともに課題解決する協働的な学び

## 人と人がつながる

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 教師と子供 | 子供と子供 | 学校と家庭  |
| 教師と教師 | 学校と学校 | 学校と地域等 |

## 「1人1台端末」を最大限に活かす ICT 活用例

- “すぐにも” “どの教科でも” 日常的に活用する 1人1台端末
  - ・検索サイトを活用した調べ学習
  - ・一斉学習の場面での活用 (教材提示・双方向的な学習)
  - ・オンライン掲示板を活用した朝の会、帰りの会、健康観察
  - ・一人一人の学習状況に応じた個別学習 (ドリル学習・探究活動)
  - ・家庭学習 (反転学習・オンライン学習)
- 教科の学びを深める 教科の学びの本質に迫る授業改善
  - ・国語…文章の推敲、文章の共有、動画撮影でのスピーチ練習等
  - ・社会…情報収集・分析・整理、プレゼンソフトでの発表、発信等
  - ・算数・数学…表やグラフ作成、関数や図形などの変化を可視化等
  - ・理科…観察、実験を動画撮影し分析、考察等
  - ・体育…思考場面、表現場面での考えの共有等
  - ・外国語…遠隔学習等によるコミュニケーション能力の向上
  - ・音楽、書写、図画工作、美術…表現、鑑賞の活動の充実  
(写真、動画の活用、協働学習支援ソフト活用による思考の共有)
  - ・家庭・技術…プログラミング、実習等による情報収集・整理等
- 教科の学びをつなぎ、協働して課題解決する教育課程の工夫
  - ・ICT を含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究する
  - ・探究のプロセスにおける様々な場面において、ICT を効果的に活用する

- 誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びにより、資質・能力を育成する
- 子供たちの“学びたい!” “やりたい!” という学びのモチベーションを高める
- どのような状況でも子供たちと学校の間を継続し、学びの保障をする
- 主体的・対話的で深い学びにより質の高い教育を実現する

- すべての子供に質の高い教育の実現
  - ・学習活動の一層の充実
  - ・主体的・対話的で深い学びの実現
  - ・情報活用能力の育成
- 特別支援教育における教育の情報化
- 不登校児童・生徒への学習支援の向上
- 働き方改革の推進
  - ・日常の教材準備や採点の業務負担軽減
  - ・校務のペーパーレス化
- 家庭との連携のオンライン化



やってみよう!  
挑戦も  
失敗も

### 探究のプロセス

- 1 課題の設定…実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
- 2 情報の収集…文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
- 3 整理・分析…記録、編集、表・グラフ作成、統計分析情報の比較、分類、序列化、関連付け等
- 4 まとめ・表現…論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

学びの改革への  
原動力は、教職員の主体性

# 三芳町立小中学校 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）全体構想図

～生きる力をはぐくみ めくもりのある豊かな地域社会を拓く～ 三芳町教育委員会

子供たちがこれからのよりよい社会を創るためには、主体的に生きるための知性を高め、心身ともに健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志を持って自らの未来を切り拓く力を育成することが重要です。そのために、学校と地域住民・保護者が力を合わせて地域ぐるみで積極的に子供をはぐくむことが必要であることから、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組みを推進します。

## 子供にとっての魅力！

- ・ 学びや体験活動の充実
- ・ 自己肯定感や思いやりの心の育成
- ・ 地域の担い手としての自覚の高揚
- ・ 防犯、防災等の対策による安心、安全な生活

子供たちを  
学校を  
地域を

元気に！

## 学校にとっての魅力！

- ・ 地域の人々の理解と協力
- ・ 目標の実現と教育課題の解決
- ・ 地域人材を活用した教育活動の充実
- ・ 地域の協力による子供と向き合う時間の確保



A小学校  
学校運営協議会



B小学校  
学校運営協議会

C中学校  
学校運営協議会

## 地域にとっての魅力！

- ・ 経験を生かすことによる生きがいや自己有用感へのつながり
- ・ 学校を中心とした地域ネットワークの形成
- ・ 地域の防犯、防災体制等の構築

## 保護者にとっての魅力！

- ・ 学校や地域に対する理解の深まり
- ・ 地域の中で子供が育てられる安心感
- ・ 保護者や地域の人々との人間関係の構築

## コミュニティ・スクールでめざすもの・・・

- ① 当事者意識  
教師、保護者、地域が自ら指導と声かけを！
- ② 保護者・地域住民等の参画  
多くの専門性や地域の教育力活用を！
- ③ 組織的・継続的な体制構築  
地域による学校の応援を！
- ④ 大規模災害時の迅速・組織的対応  
安心で安全な生活を！

## 小中一貫教育の推進・・・

- ・ 中学校区ごとに連携した学校運営協議会
- ・ 9年間を見通した「目指す児童・生徒像」
- ・ 小中連携による指導計画の作成



## 共同学校事務室との連携・・・

- ・ 地域人材、資源の整理及び情報提供
- ・ 教員の子供と向き合う時間確保の支援